

(火災保険) 主な保険金のご案内

このリーフレットでは火災保険等の主な保険金の補償内容についての概要をご説明しております。

ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、保険証券・重要事項説明書・ご契約のしおりなどをご確認ください。

ご不明な点につきましては、弊社サービスセンターにご相談ください。

◎ 基本となる保険金 ◎

保険金の種類	保険金の概要
損害保険金	ご契約の保険の対象が各保険約款で定められた所定の事故（ご契約の種類により異なります）により、損害を生じた場合にその損害に対してお支払いする保険金です。

◎ 損害保険金の対象となる主な事故形態一覧 ◎

※ ご契約の内容（特約やコース）により下表とは異なる場合があります。

(注) 「○」…対象 「×」…対象外

ご契約の保険種類	事故の形態												対象となる費用 保険金(事故の形 態などにより、対象 とならない場合が あります。次項を ご参照ください。)
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ		
	火災・落雷・破裂・爆発	風災・ひょう災・雪災 (損害額が20万円以上)	建物外部からの物体の 落下・飛来・衝突・倒壊	給排水設備または被保険者 以外が占有する個室で 生じた事故による水濡れ	そじよう・集団行為・ 労働争議に伴う暴行行為	盗難 (盗難の際の損傷・汚損を含む)	通貨・預貯金証書等の盗難	水災 (保険価額30%以上の 損害または床上浸水)	不測かつ突発的な事故	持ち出し家財の他の建物内 における損害(ア～カ)の事故	電氣的・機械的事故		
住宅火災保険	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	①,④～⑧	
住宅総合保険	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	①,④～⑧	
団地保険	○	○*2	○	○	○	○	○	×	×	○	×	①,④～⑥,⑧,⑩	
店舗総合保険	○	○	○*8	○	○	○	○	○*5	×	○	×	①,④～⑨ *9 *10	
生活総合保険*1	○	○	○	○	○	○	○	○*5	○	○*6	×	①,③,④～⑥,⑧,⑨,⑩	
賃貸住宅総合保険 (保険始期が2009年12月31日まで)	○	○*2	○	○	○	○	○	○	○	×	×	①,④～⑥,⑧,⑩	
賃貸住宅総合保険 (保険始期が2010年1月1日以降)	○	○*2	○*8	○	○	○	○*7	○*5	○	×	×	①,④,⑤,⑧,⑩	
家庭用火災総合保険 (保険始期が2009年12月31日まで)	○	○	○	○	○	○	○	○*5	○	○*6	×	①,②,④～⑨,⑪～⑬	
家庭用火災総合保険 (保険始期が2010年1月1日以降)	○	○*2	○*8	○	○	○	○	○*5	○	×	×	①,②,④,⑤,⑧,⑨	
管理組合用火災総合保険 (保険始期が2009年12月31日まで)	○	○*2	○	○	○	○	×	○	○	×	×	①,④～⑥,⑪,⑬,⑭	
管理組合用火災総合保険 (保険始期が2010年1月1日以降)	○	○*2	○*8	○	○	○	×	○	○	×	×	①,④,⑤,⑪,⑬,⑭	
普通火災保険 (一般物件)	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	①,④～⑨ *9 *10	
普通火災保険 (工場物件)	○	○	○*3	○	○*3	×	×	×	×	×	×	①,④～⑥,⑧,⑨	
普通火災保険 (倉庫物件)	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	①,④,⑤	
傷害総合保険 (住宅内生活用動産担保特約)	○	○	○	○	○	○	○*4	○	○	×	×	①,④,⑥,⑪	
企業財産包括保険 (三冠王)	○	○	ケ「不測かつ突発的な事故」 に含まれます				○	○*11	○	×	○*12	①,④,⑤,⑧,⑨	
企業財産包括保険 (三冠王Lite) (三冠王Liteα)	○	○*2	ケ「不測かつ突発的な事故」 に含まれます				○	○*11	○	×	○*12	①,④,⑤,⑧,⑨	

*1 ～1999年10月1日以降保険始期契約についてのご説明です。

*2 ～損害額が20万円未満の場合も対象です。
(ご契約の保険種類により自己負担額があります)

*3 ～損害額20万円以上が対象です。

*4 ～通貨・小切手・乗車券のみ対象です。(5万円を限度)

*5 ～店舗、店舗併用住宅および保険始期が2015年10月1日以降の賃貸住宅
総合保険または家庭用火災総合保険の場合は、「床上浸水」を「床上
浸水または地盤面より45cmを超える浸水」に読み替えます。

*6 ～ア～カに加えてケの事故も対象です。

*7 ～約款の改定により補償内容が拡大しています。

*8 ～保険始期が2010年1月1日以降の場合は、建物内部での車両および
車両積載物の衝突・接触も補償します。

*9 ～保険始期が2010年1月1日以降の場合は、⑥失火見舞費用が対象外
となります。

*10～保険始期が2010年1月1日以降の場合は、⑦傷害費用が対象外とな
ります。

*11～事故の形態()内の支払条件は適用しません。

*12～保険証券に定める保険の対象のうち、ご契約のしおりに記載されて
いるものに限られます。



◎ 損害保険金のお支払いに付随する主な費用（特約）保険金 ◎

	保険金の種類	保険金の概要とお支払の内容
①	臨時費用保険金 罹災時諸費用保険金	一定の保険事故（ご契約の保険種類および事故の形態により異なります）により、損害保険金が支払われる場合に、臨時に支出した費用として、損害保険金の30%（限度額や割合については、ご契約の保険種類により異なります）をお支払いします。 2010年1月1日以降を保険始期とする家庭用火災総合保険・賃貸住宅総合保険については、約款改定により臨時費用保険金から罹災時諸費用保険金へ名称変更し、対象範囲が従来より拡大しています。 (2009年12月31日までを保険始期とする家庭用火災総合保険には各種費用保険金に代えて罹災時諸費用保険金を支払う特約を付帯できましたが、罹災時諸費用保険金という名称は同じでもお支払い内容は異なりますのでご注意ください。)
②	(全損時) 特別費用保険金 (家庭用火災総合保険、生活総合保険*1または価額協定特約がセットの場合)	一定の保険事故（ご契約の保険種類および事故の形態により異なります）により、保険の対象である建物・家財が全損となって損害保険金が支払われる場合に、損害保険金の10%をお支払いします。ただし、1事故について200万円が限度です。
③	新価差額費用保険金 (生活総合保険*1のみ)	保険事故（事故の形態A～オの場合のみ）により、保険の対象である什器備品に損害保険金が支払われる場合に、再調達価額*13が時価額を上回ったときは、再調達価額と時価額の差額をお支払いします。ただし、1事故について100万円が限度です。
④	残存物取片づけ費用保険金	一定の保険事故（ご契約の保険種類および事故の形態により異なります）により、保険の対象に損害が生じて損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用・取片づけ清掃費用・搬出費用）が生じた場合に、実費をお支払いします。ただし、1事故について損害保険金の10%が限度です。
⑤	損害防止費用	火災、落雷、破裂または爆発事故により、消火活動のために使用した消火薬剤等の再取得費用、消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用・再取得費用、消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用が生じた場合に、実費をお支払いします。
⑥	失火見舞費用保険金	保険の対象または対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発事故により、第三者の所有物に滅失・き損・汚損（煙損害・臭気付着の損害を除く）が生じた場合に、1世帯（法人）あたり20万円をお支払いします。ただし、1事故についてご契約金額*14の20%が限度です。
⑦	傷害費用保険金	一定の保険事故（ご契約の保険種類および事故の形態により異なります）により、被保険者等が傷害を受けた場合に、死亡・普通保険約款に定める後遺障害の場合はご契約金額*14の30%、普通保険約款に定める重傷の場合はご契約金額*14の2%をお支払いします。ただし、対象となる方1名について1,000万円（ご契約の保険種類により構内単位の限度額があります）が限度です。
⑧	地震火災費用保険金	地震保険とは別に、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象である建物が半焼以上となった場合、保険の対象である家財が全焼となった場合に、地震火災費用保険金として保険金額*14の5%をお支払いします。ただし、1事故について300万円（普通火災保険（工場物件）は2,000万円）が限度です。 2010年1月1日以降を保険始期とする家庭用火災総合保険についてはこの保険金を対象外とする特約を付保できます。 【地震保険とは異なる補償内容ですのでご注意ください。】
⑨	修理付帯費用保険金 (家庭用火災総合保険は店舗併用住宅の場合のみ対象となります。)	火災、落雷、破裂または爆発事故（企業財産包括保険（三冠王、三冠王Lite、三冠王Liteα）は、契約上支払対象となるすべての形態の事故）により、保険の対象である建物・什器等に損害を受けた結果、その対象の復旧にあたり、復旧に要する原因調査費用、損害の範囲を確定する費用、再稼働のための点検費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物の設置費用が生じた場合に、実費をお支払いします。ただし、ご契約金額*14の30%または1,000万円（普通火災保険（工場物件）は5,000万円）のどちらか低い額が限度です。なお、居住部分についての費用は対象外です。
⑩	修理費用保険金	賃貸住宅において、保険証券記載の建物が一定の保険事故（ご契約の保険種類および事故の形態により異なります）により損害を受け、お客さまが貸主との賃貸借契約に基づいて自己の費用で修理した場合に、その修理費用から自己負担額3,000円を差し引いた額をお支払いします。ただし、動産の保険金額*14の20%（賃貸住宅総合保険は、20%または100万円のどちらか低い額）が限度です。
⑪	水道管修理費用保険金	保険の対象である建物（または保険の対象である家財を収容する建物）の専用水道管が凍結による損壊（パッキンのみが生じた損壊は除く）により、専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用をお支払いします。ただし、1事故について10万円（管理組用火災総合保険は100万円）が限度です。
⑫	賃借費用保険金	保険事故により、保険の対象である建物（または保険の対象である家財を収容する建物）に再調達価額*13の20%以上の損害が生じた場合に、仮住まい費用等として実費をお支払いします。ただし、1ヶ月あたり10万円限度で、保険証券記載の建物が自己所有であれば最長6ヶ月、その他の場合は1ヶ月分となります。
⑬	ドアロック交換費用保険金	保険の対象である建物（または保険の対象である家財を収容する建物）のドアのカギの盗難により、ドアの錠の交換に必要な費用が生じた場合に、実費をお支払いします。ただし、1事故について3万円（管理組用火災総合保険は30万円）が限度です。
⑭	水濡れ原因調査費用保険金	保険証券記載の建物において漏水放水事故の発生により、事故原因の調査に要する費用が生じた場合に、実費をお支払いします。ただし、1事故について100万円が限度です。また、1年間に100万円が限度です。

*13～同等の物を新たに建築・購入するのに必要な額をいいます。

*14～保険価額（保険事故発生時の各保険での評価額）がご契約金額を下回る場合は、保険価額となることがあります。

※ ご契約の内容や特約をセットすることにより、上記以外にもお支払いできる費用（特約）保険金があります。